
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **財務諸表以外の開示への参照 (IFRS 第 7 号第 35C 項)**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）のうち、個別に検討すべきとされた財務諸表以外の開示への参照（IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）第 35C 項）の取扱いに関する ASBJ 事務局の提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. なお、ステップ 4 では議論の展開次第で別途検討を行う。また、ステップ 5 に関連する開示についてはステップ 5 において検討する。さらに、連結財務諸表における注記と単体財務諸表における注記の関係については別途検討する。

II. 本論点を取り上げる理由

3. 第 502 回企業会計基準委員会（2023 年 5 月 29 日開催）、第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）、第 200 回金融商品専門委員会（2023 年 5 月 24 日開催）及び第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）（以下「第 502 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する基本的な方針等（詳細は、審議事項(2)-1 参照。）について審議し、特段の異論は聞かれなかった。
4. 個別に検討が必要な開示項目のうち、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうかに関して、第 502 回企業会計基準委員会等では、次の意見が聞かれた。
 - (1) これまでの日本基準には見られず監査上の取扱いの問題もあるが、財務諸表以外の開示を参照できるとする取扱い（IFRS 第 7 号第 35C 項）を取り入れることを検討いただきたい。
 - (2) IFRS 第 7 号第 35C 項における財務諸表外の開示を参照する規定については、日本の会計基準や開示制度との関係を整理することが難しいため、実例を踏まえて検討する必要があると考える。
 - (3) 財務諸表以外の開示への参照（IFRS 第 7 号第 35C 項）について、財務情報とサ

ステナビリティ開示などの非財務情報では監査上の取扱いが異なると考えられるため、具体的に何を参照するかを踏まえて議論する必要があると考える。

5. これを受けて、本資料では、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうかに関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 会計基準の定めの確認

(IFRS 基準における定め)

6. IFRS 第 7 号では、財務諸表以外の開示への参照に関して、次の定めが置かれている。

(IFRS 第 7 項第 35C 項)

企業は、すでに他の場所で表示している情報を繰り返す必要はない。これは、当該情報が財務諸表から他の書類（経営者による説明又はリスク報告書などのうち財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの）への参照によって組み込まれていることが条件となる。参照によって組み込まれた情報がない場合には、財務諸表は不完全である。

(IFRS 第 7 項第 B6 項)

第 31 項から第 42 項で求められている開示は、財務諸表に織り込むか、財務諸表と同じ条件で同じ時期に財務諸表の利用者が入手することのできる、経営者による説明又はリスク報告書などのその他の文書に財務諸表から相互参照によって組み込まなければならない。相互参照により当該情報が編入されていない場合には、財務諸表は不完全となる。

7. 国際会計基準審議会（IASB）は、前項の規定を設けた背景として、このような開示を財務諸表の一部とはならない経営者による説明又はリスク報告書などの情報と一緒に IFRS 第 7 号で要求される情報を提供したいと考える企業や、IFRS で要求される情報に類似した報告書を別途、提供することを規制当局により要求される企業もあるため、こうした開示は財務諸表に織り込む、又は財務諸表と同じ期間で、同じタイミングで財務諸表の利用者が入手することのできるその他計算書から相互参照により財務諸表に編入できるようにすべきであると判断したと説明している（IFRS 第 7 号 BC 第 46 項）。

IV. ASBJ 事務局による分析

8. 前項のとおり、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めは、規制当局等により IFRS 第 7 号と同等の情報を財務諸表以外の報告書において開示することが要求されるような企業（作成者）におけるコスト負担の軽減などを意図したものと考えられる。
9. 当該定めを取り入れるかどうかについての検討にあたり、我が国の状況において財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なものとしてどのようなものがあり得るか、そのようなものにおいて参照可能な情報が開示されているかについて検討を行う。また、本資料第 4 項のこれまでに聞かれた意見を踏まえ、仮に当該定めを取り入れる場合、財務諸表以外の開示に関する監査上の取扱いを確認する。

(財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なものに関する検討)

10. 我が国における金融機関等の状況を踏まえると、財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なものの候補としては、次のものが考えられる。
 - (1) 有価証券報告書の財務諸表以外における記載
 - (2) 銀行法等に基づく業務及び財産の状況に関する説明書類（以下「ディスクロージャー誌」という。）
11. 前項に記載したもののほか、金融機関が作成しているものとしてはバーゼル規制に基づく自己資本やリスク・アセットなどに関する開示が存在するが、これは通常バーゼル銀行監督委員会が公表する規制ルール等に従い開示項目の決定や開示計数の算定が行われていると考えられるため、財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能であり財務諸表から参照可能なものには該当しないと考えられる。このため、以降では前項(1)及び(2)について検討を行う。

有価証券報告書の財務諸表以外における記載

12. 有価証券報告書の財務諸表以外における記載は財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なものであることから、仮に財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れ、有価証券報告書の財務諸表以外において金融商品の減損に関する新たな適用指針（以下「新たな適用指針」という。）における信用リスクに関する開示と同内容が記載されている場合には、当該有価証券報告書の財務諸表以外における記載を参照することにより、財務諸表における開示を省略することができる。

13. ここで、有価証券報告書の財務諸表以外における信用リスクに関する記載について、現行の実務では「事業等のリスク」において信用リスクに関して記載されていることはあるものの、新たな適用指針における信用リスクに関する開示と同内容の記載は行われていないように考えられる。このため、仮に財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れたとしても、該当する参照先が存在しないことになると考えられる。

ディスクロージャー誌における記載

14. 我が国の銀行等金融機関では、銀行法等に基づきディスクロージャー誌を公表することが要求されている（銀行法 21 条及び第 52 条の 29 項）。そこでは、例えば次のような信用リスクに関する情報が開示されている。

(1) 定性的な開示事項

- ① リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- ② 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、使用する内部格付手法の種類、内部格付制度の概要並びにポートフォリオごとの格付付与手続の概要などの情報

(2) 定量的な開示事項

- ① 信用リスク・エクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別（地域別、業種別、残存期間別など）の内訳
- ② 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高などの情報

15. 前項の開示は、将来的に IFRS 第 7 号における「信用リスク管理実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するののかの説明 (IFRS 第 7 号第 35F 項)」や「金融商品の区分別等の信用リスク・エクスポージャーの開示 (IFRS 第 7 号第 35M 項等)」などの開示要求事項と同内容の記載となる可能性があると考えられる。

16. しかしながら、IFRS 第 7 号では、財務諸表以外の開示への参照に関して、財務諸表から参照される他の書類は財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なものであることを要求しているが、ディスクロージャー誌は、銀行法施行規則等によりその提出期限が事業年度（中間事業年度）の終了後 4 ヶ月以内とされており（銀行法施行規則第 19 条の 4 項）、実務では有価証券報告書の提出から概ね 1 か月後に公表されるケースが多い。そのため、ディスクロージャー誌の公表時期によっては「財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能」という要件を満たさない可能性があると考えられる。

監査上の取扱いに関する確認

17. 財務諸表以外の開示を参照する場合に関して、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」(以下「監基報 200」という。) A12-3 項¹では次のとおり定めている。

監基報 200 A12-3 項

適用される財務報告の枠組みによって財務諸表への記載が要求される説明的・記述的な情報は、経営者による説明又はリスク報告書などの他の文書(財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの)の情報へ参照することによって財務諸表に組み込むことができる。「参照することによって財務諸表に組み込む」とは、財務諸表から他の文書への参照を意味するが、他の文書から財務諸表への参照は意味しない。適用される財務報告の枠組みが、説明的・記述的な情報の記載への参照を明示的に禁止しておらず、適切に参照されている場合、当該情報は財務諸表の一部を構成する。

18. この監基報 200 における定めを踏まえると、我が国において適用される財務報告の枠組み(企業会計基準委員会が開発する会計基準を含む。)において、経営者による説明又はリスク報告書などの他の文書(財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの)の情報へ参照する定めを設けた場合には、参照先が財務諸表に組み込まれ財務諸表監査の対象となると考えられる。

小括

19. 上述の検討を踏まえると、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れたとしても、財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能な要件を満たす開示が実質的に存在しない可能性があると考えられる。
20. このような状況において、財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れるかどうかについては、次の 2 案が考えられる。

案 1: 財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れる。

案 2: 財務諸表以外の開示への参照に関する IFRS 第 7 号の定めを取り入れない。

¹ 監基報 200 A12-3 項は、財務諸表の注記事項の監査を強化する目的で 2015 年 7 月に国際監査・保証基準審議会 (IAASB) が国際監査基準の改訂を行ったことを受けて、2019 年 6 月に追加されたものである。

21. 案1は現時点での実務を踏まえると参照先が空集合となる可能性はあるものの、将来的な実務の進展によっては参照先が発生する可能性があることから、当該定めを取り入れるとするものである。一方、案2を採用した場合には、現時点での実務を踏まえると参照先が空集合となる可能性があることを考慮し、当該定め²の適用可否に関して作成者と監査人の間で議論が生じることによるコストを防ぐことができる可能性がある。
22. なお、監査の観点については、上述のとおり監査基準²における定めとしては既に手当されていると考えられる。ただし、企業会計基準委員会が開発する会計基準において財務諸表以外の開示への参照に関する定めを設けるのは初めてとなるため、監査上の懸念については企業会計基準委員会及び金融商品専門委員会において監査人である委員及び専門委員に確認することが考えられる。

V. ASBJ事務局の提案

23. 本資料第20項に記載した2案についてはいずれの案も考えられるものの、案1を支持する理由として第21項に記載したとおり、将来的な実務の進展がありえることを踏まえ、ステップ2を採用する金融機関における開示（注記事項）に関して、財務諸表以外の開示への参照に関するIFRS第7号の定めについては取り入れることとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第8項から第23項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。また、財務諸表以外の開示への参照に関するIFRS第7号の定めを取り入れることに関する監査上の懸念点があれば伺いたい。

以上

² 監査基準委員会報告書を含む。